

施設大規模改修工事 延期のお知らせ

令和5年6月8日

ダンロップスポーツウェルネスゆふと

(東松島市健康増進センターゆふと)

指定管理者 株式会社ダンロップスポーツウェルネス

日頃より、当施設をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

これまで令和6年4月から施設を休館し、大規模改修工事を実施する予定としておりましたが、事業の見直しにより、当面の間、工事を延期することになりました。

これに伴い、令和6年4月以降も施設を利用していただくことができますのでお知らせします。

利用者の皆さまには、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

■令和5年度における利用料金（回数券、年間会員券）の取扱いについて

大規模改修工事は延期となりますが、令和6年度以降の利用料金の改定を検討することから、令和5年度の利用料金（回数券、年間会員券）の取扱いに変更はありません。

・ 1回利用券（年間会員、非会員問わず）の取扱い 料金の金額変更はありません

・ 回数券（年間会員、非会員問わず）の利用期限 令和6年3月31日（日）まで

※上記利用期限日を超過後の回数券は払戻等の清算対応は行いませんので、必ず期

限日までに使用してください。

・ 年間会員（個人・法人）の利用期限 令和6年3月31日（日）まで